

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 山城千秋  
副会長 宮城政剛



「電話番号の訂正」について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

先日(9/14)、「新型コロナ No.87」でお届けしました『新型コロナウイルス感染症の検査・相談体制について』で電話番号の間違いがあり、訂正(差し替え)のご案内が届きましたので、下段にてご案内申し上げます。

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:上地・上原 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

事務連絡  
令和2年9月19日

沖縄県医師会長  
各地区医師会長 } 殿

沖縄県地域保健課長

「新型コロナウイルス感染症の検査・相談体制について」添付書類の差し替えのお願い

平素より、本県の感染症対策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年9月4日付け保地第1341号にて保健医療部長より通知した下記の文書について、参考資料(別添)3「検査協力医療機関における外来診療及び検査のお願い、等」の文書の一部に誤りがありました。

申し訳ありませんが、下記の文書について差し替えをお願い致します。

記

1. 通知文書名:

新型コロナウイルス感染症の検査・相談体制について(令和2年9月4日付け保地第1341号)

2. 差し替え資料:

参考資料(別添3)検査協力医療機関における外来診療及び検査のお願い、等

3. 修正箇所:

2ページ「応招義務について」の最下段、沖縄県新型コロナウイルス感染症コールセンターの電話番号

誤: 098-866-2219

正: 098-866-2129

沖縄県保健医療部地域保健  
結核感染症班 担当: 岡野、久高  
TEL: 098-866-2215 FAX: 098-866-2241  
新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部  
検査企画チーム 担当: 平良  
TEL: 098-866-2014

## 感染症予防対策に関する注意事項

全ての患者の診療において、標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行の徹底をお願いするとともに、新型コロナウイルス感染症（疑い）患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策の実施をお願い致します。

1. 疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい）こと。
2. 患者から採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。
3. 患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。  
・患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95マスク（またはDS2など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
4. 患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。
5. 基本的にシューズカバーをする必要はないこと。
6. 個人防護具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。
7. 新型コロナウイルス感染症患者の診療に携わった医療機関の職員は、濃厚接触者に該当するかに関わらず、毎日検温を実施し、自身の健康管理を強化すること。

### 応招義務について

患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項おける診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨することをお願い致します。

新型コロナウイルス感染症患者を診療できる医療機関につきましては、沖縄県新型コロナウイルス感染症コールセンター（電話098-866-2219）へお問い合わせください。

誤：098-866-2219

正：098-866-2129